埼玉県教育委員会が取り組む「ふれあいデー」について

埼玉県教育委員会

■埼玉県内の全ての公立学校（さいたま市立を除く）で教職員の定時退勤を実施

児童生徒の生きる力を育み、学力の向上やいじめ等の様々な困難な問題を解決していくためには、教職員自身が元気であり、そして、教師としての自覚を高めるための自己研鑽を積む時間を確保することが重要です。しかし、平成２８年度に実施した教職員勤務状況調査によれば、教職員の１日当たりの平均在校時間は、およそ１０時間と所定の勤務時間を大幅に超えており、教職員の心身の負担増大が課題となっています。長時間労働は今やわが国全体で取り組むべき課題となっており、教職員の仕事と生活の調和について、子供たちに働き方のロールモデルとして示す必要があります。

そこで、教育委員会では、平成２７年度から毎月２１日を「ふれあいデー」として、教職員の定時退勤を促す日と定め、埼玉県内の全ての小中高等学校及び特別支援学校（さいたま市を除く）で、教職員のワーク・ライフ・バランスに取り組んでいます。

■教職員のワーク・ライフ・バランスの確立で教育の向上へ

ワーク・ライフ・バランスとは、内閣府が示している「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」にあるとおり、社会全体で仕事と生活の調和の実現を図ることであり、仕事と生活それぞれを充実させて、その相乗効果を高めることです。働く者が、家族と過ごしたり、芸術に触れたり、地域活動に参加するなど、英気を養うことは、仕事の上での有益な活力を生み出すことになります。教職員も同様です。ワーク・ライフ・バランスの確立が「より良い授業」等につながって、児童生徒に対して教育の向上として還元されていきます。より良い活力を得るためには心豊かに人間の幅を広げるような時間を持つことが大切です。教育委員会では、教職員が教育のプロとして、高いレベルの教育実践を維持し、子供たち一人一人にじっくりと向き合って、成長を促していくためには、教職員の人間としての幅を広げることがとても重要だと考えています。

月に一度の「ふれあいデー」は、全県の教職員が定時退勤した上で、英気を養うための時間を確保して教育の向上を目指す取組です。皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

■毎月２１日は「ふれあいデー」、児童生徒も早く帰宅して家族と過ごす時間を創ります

毎月２１日は、全県の小中高等学校及び特別支援学校（さいたま市を除く）が、原則として、教職員を定時退勤させるための体制を取ります。授業等の教育活動、日課についてはいつもどおりですが、放課後の課外活動は教職員の勤務時間の終わりまでで終了となり、部活動も原則として休養日とします。児童生徒もその時刻までには下校することになりますから、心身をリフレッシュするとともに、家族との時間、学習時間等の確保を図ることが可能となります。

「ふれあいデー」当日の学校の対応はおおよそ以下のとおりとなります。

- 学校は「ふれあいデー」について、その実施日を予めお知らせいたします。２１日が土日や祝祭日の場合は、原則として、その直近の日を「ふれあいデー」とします。
- この日は部活動も原則として休養日とし、その活動を休止します。
- 教職員の定時退勤に伴い、勤務時間終了後は電話対応を行なうことができませんので、恐れ入りますが、緊急の場合は、あらかじめ学校から伝えられている方法で御連絡ください。

埼玉県教育委員会が取り組む「ふれあいデー」について

毎月２１日は教職員が定時退勤します。教員が英気を養い、子供たちの教育に還元するための取組です。子供たちも明日の授業に備えて、リフレッシュしましょう。ご理解ご協力をお願いします。

■「ふれあいデー」は毎月21日（土日・祝祭日と重なる場合は、直近の課業日となります。詳細は各学校にお問い合わせください）。

■勤務時間終了後の課外活動は行わず、原則として部活動も活動を休止します。

■教職員の定時退勤に伴い、電話対応もできません。緊急の連絡は、あらかじめ学校から伝えられている方法でご連絡ください。

埼玉県のマスコット
「コバトン」「サイタマッチ」

「ふれあいデー」についてのご意見・お問合せ先

埼玉県教育委員会
県立学校人事課　働き方改革・組織マネジメント担当

〒330－9301
さいたま市浦和区高砂3－15－1
電子メール: a6720－06@pref. saitama. lg. jp

※ご意見等はお便り又は電子メールで